

## 令和2年度（第3回）北九州市公共事業評価に関する検討会議 議事録

日 時：令和2年11月18日（水）

10：45～11：35

場 所：北九州市役所本庁舎（5階）  
特別会議室A

### 1 事業内容説明について

(1) 対象事業：【事前評価2】春の町団地市営住宅整備事業

(2) 事業担当課：建築都市局 住宅部 住宅整備課

～事業課より資料6に基づき説明～

### 2 内部評価結果について

～事務局より資料8に基づき説明～

### 3 質疑応答について

#### ○構成員

建物が極めて老朽化しているというような状況におきましては、先ほど見せていただきまして十分に理解したところです。

また、ああいったですね、人があんまり住んでいる状況でああいう老朽化を特に壁とかですね、壁面が剥がれていたり、あとはベランダのバルコニーや柵って言うんですかね。ああいうような腐食が目立つような状況で、かなり危ない状況だなど、早めに緊急的にやる必要があるなど、先ほどご説明いただいたとおりかなという風に思います。

今回、担当部局の方が住宅整備課さんというところで、ちょっと私の質問とはですね、担当部局が違うところがあるのかもしれませんが、やはり公営住宅に関しては福祉政策の一つでもあるので、もう少し福祉政策と一体的に考える必要があるんじゃないかなと個人的には思ったところです。なぜそういう風に思うのかというと、今回、建物がああいうような状況で建て替えるというところは十分理解していますが、やはり内容を見ていますと、今住んでいる人たちのために建て替えるような、だから一部の人たちでまわっているような感じが否めないのかなと。そういう風に考えますと、また外から見ているだけですと、困窮度合というのは分からないですが、本当に困窮をした状況の人ってのがどれだけいるのかなと少し疑問には思いました。

というのは駐車場が整備されていないにもかかわらず、車を保有して駐車しているとかですね、そういった状況が本当にその困窮度合とどういう風に考えていけばいいのかなと。だから、もう少し大きな枠で考える必要があるのかなという風に思ったところです。

あとはですね、今回、経済性というところで言いますと、民間の借上げということも考えたということですが、長期間借りると考えると直接保有した方が財政負担が少ないということですが、本当に70年後、同じ量だけ市が保有しておくことが正しい選択なのかと。私達70年後の需要供給がどこまで見通せるのかという風に考えると、もう一つ70年とか長期保有しておいて、同じ戸数保有しておくという考え方とは別に、やはり民間の借上げをすると、そういった需給調整みたいなのは容易に行えるという観点もあるんじゃないのかなと。そこら辺も検討した結果、こういうところが出てきたのかもしれませんが、そこには一つ疑問を持ちました。

またPFIというところが内部評価からも意見が言われているところではございますが、今回、

区分所有者が多いということで合意形成のスケジュールをちょっと延長したりとか、そういったリスクっていうのが民間事業者は負えないだろうというようなところで、PFIの導入をしないということとして、大きな理由としてはですよ、そういうところを掲げていますが、こういう合意形成、後ろの方（資料6）36ページ）を見ると9割の方が手放したいということで、ある程度本当にそのスケジュール、1割の方でやはり延びるとそう思っているのか、そういったところに市が関与していくことによって、そのリスクは市が取りながら民間事業者が活発に活動できるような舞台を揃えるというやり方もなかったのかということでも、そういうことに関しては今後もう一度、色々な方法で検討していただくことが良いのかなと。

PFIだけが必ずしも良いということを行っているわけじゃないですが、やっぱり色々な使い方とかが出来るかです、やっぱり将来の予測とかです、そういうことに関したり、あとは将来、需要がなくなってきたり、需要が変わってきた時に上手く出来るところが民間事業者の得意なところでもあるのかなという風に思うと、やはりこういったものを導入するのは、もう少しご検討の余地があるのではないかなという風に思いました。

北九州市の公営住宅は区分所有されているものが結構多くあると思います。今までも何件か見せていただいた中でも、区分所有者がいるというところが何件かありましたので、そういう風に考えていくと、区分所有者がいるといつもこういった結果になって、やっぱり新しいことが生まれにくいんじゃないかなというところがありますので、そこらへんのリスクを市が取れるようなことが出来ないのかどうかです、そういうことも含めて、ご検討いただければなあという風に思いました。特に質問とかよりは、コメントといったことになってしまいますが、以上でございます。

## ○座長

大きくは3点ぐらいあると思いますが、最初、福祉政策を横に見ながら検討を進められているかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

## ●事業課

福祉政策との連携はもちろん、我々は常に念頭に置いております。

公営住宅は基本的には住宅に困っている方、福祉は生活に困っている方と、区分けがなかなかつきにくいところがあるんですけど、我々はその収入要件であったり、障害だとか高齢の有無であったりだとか、そういったところで入れる方を絞って入っていただきますし、また中に入った後もその後状況が変わって、収入が著しく減るとかです、生活に困窮されるようなことがあれば福祉の方におつなぎして、今回コロナでも話題になっていますけれど、住居確保給付金の話であったりとか最終的には生活保護、そういったところに橋渡しをすることは我々としては一体的に進めている中の住まいの部分を見せて頂いております。

公営住宅に限らず、民間賃貸住宅についてもセーフティーネットを持たせようという動きがありまして、そこについても、そういったお年寄りの方とか、「断らない賃貸住宅」ということを不動産会社の方に協力いただいて標榜していただく。そういった団体、居住支援共有を作っているのですが、そういったところにも福祉の部分も入っていただいて一緒にやっていくということになっています。以上です。

## ○座長

新しく建て替えた状況で家賃が少し上がるのではないかと思います、セーフティーネットとしての壁が少し高くなるということにはならないのですか。ここは大丈夫なんでしょうか。

## ●事業課

家賃が上がることにつきましては、既存の、同程度の家賃のところも紹介をしております、そ

のうえで家賃が一度に上がるのではなくて6年かけて一律に上がっていくものですから、それでご了承いただいた方には入っていただいておりますので、壁になるようなところは、既存の方には既存の市営住宅をご案内しております。

## ○座長

それでは、民間活用の件でPFIの話等が出ておりましたが、そこについては何かコメントございますか。

## ●事業課

区分所有者の移転は市がやったらどうかということがございますが、市としてPFIに出すという今回の考えは、すべて事を委ねてのPFIかなということでアンケートを採らせていただきました。その中で、今回はそこ（区分所有）がネックになっているというのと、建設費、整備費のコストが高くなって事業収益が見込めないという意見があったので、手を挙げる方がいなかったのですが、おっしゃられるように区分所有者の建物もありますので、検討も必要かなとは考えております。しかし今回は、アンケートとしましては、区分所有者がいる方を含めてのということで諮らせていただきました。

## ○構成員

関連してよろしいでしょうか。PFIの導入の検討結果のページ（資料6）33ページ）の書き方を含めてですが、PFI導入に肯定的な意見もあるわけですよ、その中で否定的な意見だけ取り上げられて結論が書かれている感じがしているのと、それから区分所有者が14名いることについては、今の市が直営でやったとしても合意形成は必要なので、それがPFIの導入に悪影響を及ぼすという風には、受け取りにくいです。時間が延びるのは同じだということがあるので、そのあたりの書き方をもう少し分かりやすくしていただきたいということです。また、肯定的な意見として考えると、ここ商業地域の色塗りがしてあるので、もっと他の施設も併せて考えればPFIとしては本当は可能性が広がる余地があるはずなんだけれども、先ほどのように業者さんにヒアリングをやったときの前提条件が少し限定的な聞き方になっていないか、そのためにこういう結論になったのではないかと読めるんですね。そのあたりの事を含めて、もう少し説明してください。

## ●事業課

そうですね。すいません、ご指摘の通り、まとめの書き方が乱暴なところがあるのはご指摘のとおりだと、今、認識しました。

今回、今までの市営住宅であれば、なかなかPFIのようにこれだけ余剰地が出るころはなかなかなかったということもあって、今回比較的早い段階から、不動産ディベロッパーさんとか銀行さんとか色んなところに話を聞きに行きました。我々がやるにあたって今回区分所有者がいるというのも初めての取り組みでして、民間さんに委ねるところは区分所有者の買取も含めて。それはなぜかという、そこでかなり高収益が出るのであれば、区分所有者の方が配慮になるのであれば、そこは高値で調整していくとかいうことも可能性もあるということを考えてですね、民間も含めてということでお話をさせていただきました。その中で我々としては行政として、いかに行政コストを削減するかという観点で事業を組みますので、やはり民間の収益で区分所有者をうまく行かせるということは、なかなか肯定的なご意見をいただけなかったということもあって、我々として区分所有者の分を、一つは、要は区分所有者の対処の方法ですね、民間対処か、行政対処かという中で行政対処せざるを得ないのかなというところの整理もしていったわけですが、民間さんを入れて条件をそういう風にしたいというのは、そういう意図があったということでございます。

それと行政がしても民間がしても14名は一緒だろうという話があるんですね、PFIで

やる以上は最初に事業収支や期間を決めて、その間の投資を固めて事業計画を求めて出していただくということが必要になってくるのですが、そのときにやはりある程度リスクを見込んだ年数を織り込んで出していただかなければならないのですが、反対者が、全部合意形成がとれていない、最終的に我々も価格交渉になるかなと思っているのですが、その価格のところでの不安と言いますか、そういうところでのPFIの生成というところにちょっと難点を抱かれたということもございます。

我々がもし仮にやるとすれば、ある意味、見切りという言い方もおかしいのですが、今回の事業をやるなかで仮にPFIのところが遅れば、そこを何というか、実際ここを余剰地として事業をかけないところです、今回の区分所有者のところは。ですから一体開発でスケジュールを組むにはちょっと民間さんに組んでいただく分にはあるんですけど、行政でやるときにはある意味そこを外して建てていくとか、ちょっと分けてやる事が出来るということもあって、民間と行政とのスケジュールの進め方の違いというか。

## ○座 長

それは区分分けをして、ある部分はPFIを導入するというのは可能だという意味ですか。

## ●事業課

そういうこともあるのでしょうか。ただ我々がやるうえでも、そこまでの場合分けは考えていなかったもので、やるには一体的でと。

## ○座 長

素朴な疑問なんですけど、一応このレポートについては、PFIは導入しないというような結論となっているのですが、内部評価で最後の結論のところ、やっぱりPFIを検討しろと出ているんですよ。その食い違いは、どういったところにあるんですか。

## ●事業課

そういったご説明もしたうえで、最後の内部の話の中で一つあるのが、市営住宅の管理のやり方です。公の施設であれば、指定管理者、民間が入ってやるということで動いているのですが、公営住宅については「管理代行」という仕組みでやっています。それは何かと申しますと、市に成り代わって、いわゆる入退去、入居者を決めたりとか、ある意味一部、行政的な仕事をやれる権限があって、これが出るのは住宅供給公社なんです。今、本市では、市の住宅供給公社に管理していただいておりますので、仮にPFIにしたときにBTOが組めない。そのランニングのところのうまみもちょっと欠けているというところも、PFIの出来ない要素という認識です。今回「O」のところも含めて、将来的なこととして考えるべきではないかというご指摘をいただいております。

## ○座 長

つまりその時点では説明の中に、その管理部門でPFIの話はしていなかったということですか。

## ●事業課

結局、我々は例えばそこを管理代行じゃないやり方にするとなると、二重のやり方になってしまいますので、そうすると行政コストが別にかかりますので、それは取れないということでPFIの前提としては今回オペレーションなしでやったと。

## ○座 長

それとですね、あのヒアリングをされたときに、PFI事業で関心を示したり、やりますってい

う業者はいなかったということなんですか。

●事業課

最終的には皆さん、余剰地が欲しいけど、全体まではちょっとという言い方ですね。

○座長

なるほど。そうするとPFIの導入の仕方によっては、手を挙げる業者はいるということですね。

●事業課

PFIよりの前提条件を組めれば、という話だと思います。

○座長

ですね。だから全否定でもないのかなというような気はしますよね。

●事業課

余剰地部分が欲しいという言い方をされていたんですね。

○座長

つまり区分所有者がいる所はちょっと勘弁してくれということですけど、それ以外の所だとやりますという業者が出てくる可能性があるかと。

●事業課

そうすると後はオペレーションの部分まで持たせられるかということころ。

○座長

ですね。

●事業課

そうすると我々の行政としての、市営住宅の大方針のところをどうしていくかということもある。

○座長

住宅供給公社との関係はあるのでしょうか、ここの部分を民間で代替できるかどうかという検討は少しされた方が良くもしいないですね。つまり、内部評価においても、そのところをかなり意識されているのではないかと。

●事業課

少し繰り返しになりますが、制度的なことを端的にご説明します。

○座長

お願いします。

●事業課

公営住宅についてはいわゆる狭義の、狭い意味でのPFIのオペレートの部分の指定管理制度を導入することが出来ません。というのは、同じことをやろうとしたら、先ほど説明しましたように管理代行という特別な制度に置き換えて、しかも相手方の住宅供給公社ないしは自治体じゃないと

ダメということになってますので、仮に本当の指定管理の前提としたPFI制度を導入しますと、事実行の清掃とか苦情処理をオペレートした業者にさせていただいて、我々が肝心の肝の入居決定とかをすることということで、二重管理になってしまいます。だからそれを覚悟でPFIを導入するかという課題が我々に生まれてきます。

**○座長**

それを実は書き込んで欲しかったんですよ。そういうことを。

**○構成員**

むしろ、そっちの方が重要。

**○座長**

確か、私も事前説明の時には、こここのところの話のコメントをしていて、この否定的な意見だけだと弱いですよっていう話を確かしたかと思います。だからそここのところは口頭で補って下さいということは言っていたと思いますけども、今のようなお話ってのはやっぱり本当は同時にされるべきですよ。規定上というか、法的な面からきちんと説明をされた方が。

**○構成員**

関連して、そういう意味では全国こういう公営住宅をPFIで出したケースというのはないのでしょうか。

**●事業課**

あるんです。こういう風にその一定規模以上の公営住宅を持っている自治体、特に政令市とかです。そういったところは基本、公社がやったりとかいうことで、なかなかPFIっていうことでやっているケースは少ない。

**○構成員**

ただ、やったことはあると。

**●事業課**

ことはある。

**○構成員**

制度的にはやり方はあるということですか。

**●事業課**

ただですね、それも、ごく限定的なところだけです。ある意味PFIっていうのがあって、試行的にやったとか、そういう話は聞いたことがあります。ただ公社が無くて自前でやっているところ、小さな都市ですね、そういうところは民間の不動産業者の管理も含めて出しているというケースはあります。

**○座長**

余剰地については、結局売却することになるのであんまりPFIっていう形ではないですよ。建て替えている部分でどうするかという話なので。改良住宅であれば指定管理者制度が取れるという形ですよ。

●事業課

指定管理者制度は取れますけども、いわゆる公的な権限ですね、先ほど言いましたように入居決定という一番の肝の部分をやはり我々がしなくてはいけなくなりますので、いわゆる業務委託と同じ内容の委託しか、オペレートしかできなくなります。制度上そうなっています。

○座長

それは住宅供給公社に一括契約すれば、そこで一貫してやっていただける。

●事業課

改良住宅につきましては同じでございます。事実行為しか、改良住宅法で管理者は地方公共団体と決められておりますので、これは制度上、住宅供給公社であっても民間であっても業務委託と同じ内容でしか。指定管理という形は取りますけれども、中身は極めて業務委託に近い内容になっています。

○座長

今回は住宅供給公社もやっぱり使えないということですか。

●事業課

先生がご指摘の改良住宅は3万3千戸のうち約5千戸程度として、ごく少ないのです。春の町は一般の公営住宅というところで、管理代行が適用できる住宅で、今回の5団地全て公営住宅ということでやっています。

○座長

結論的に言えば、直営じゃなきゃ難しいということですか。

●事業課

直営ないしはその管理代行。それを管理代行に移して、市の方は人を減らしている。

○座長

他の論点も少し。あと5分～10分以内で仕上げたいと思いますけども、福山構成員何かございますか。

○構成員

一階の区分所有のところありますよね。あれは、そういう形にしないといけないのですか、区分所有に。

●事業課

今回、震災復興の区画整理を八幡でやったときに、そこでかかった方に入っていた経緯があって、そのときにやはり権利がありますから建物の権利を与えるにあたって区分所有というやり方をとっています。そういうケースは他にも数件ほどはありますけれども、いずれも区分所有というやり方で店舗が入ったとかそういうふうになったと聞いています。

○構成員

当時、区分所有して店舗になったようですが。それは実際に良いのかどうかは私には分からない

ですけど、今の状態を見るとあれだったら全部住宅にしてしまっても良いのではないかなという気がしなくもないですけど。

●事業課

ですから当時できたときは、そういう経緯があって、そういった立ち退きされた方の場所を我々が区分所有という形で提供したということであって、今回は皆さん、あそこで事業を続けたいという方はあまりそう多くありませんので、おそらく補償の話ですから、ルールに則ってやっていきますけど、我々が買い上げて、その方々がまた別のところに行かれるという話で。

○座長

だから新しい建物には、そういうもの（区分所有）はないということですか。

●事業課

我々は市営住宅が、市が造る分にはありません。全部住宅です。

○構成員

区分所有はあるけど、ということですか。

●事業課

区分所有は買い上げて、市のものにします。

○座長

別のところについて下さいという話。

○構成員

だから住宅ではないけれども、という話ですか。

○構成員

建てるのは全て住宅とのことですよ。

○構成員

一階の区分所有のところも。

○構成員

なくなります。

○構成員

いなくなるね。現在の店舗はいなくなって、住宅になるのですね。

●事業課

そうですね。

○座長

買い上げというのは、つまり営業補償ということですか。立ち退き料みたいな。



●事業課

建物の価値分を。それと営業している所もありますので、そこは営業補償。

○構成員

昔から私は知っているんですけど、お店はかなりあったんですけど、今はないでしょ。

●事業課

今は4店舗程度、営業している。

○構成員

区分所有にする必要はなく、住宅にしてしまっても良いのではないかなと私は思います。

●事業課

区分所有者が今持たれているところは、市が借上げてあとは新しいところは建てません。全部住宅にします。区分所有者の方は、各々自分でお店を探すか住むところを探される。

○座長

ほかにいかがですか。

○構成員

比較的高層な建物だなというふうに思いました。現状は4階建てを基本としていて、建て替えの際、これぐらいの階数がだいたい妥当である、あるいは一番効率が良いと判断されて今のこの14階建てになったということでしょうか。

●事業課

建築基準法上の、あまり高くなりますと、設備関係が増えてきて建設費が増えますので、14階建てがだいたい妥当かなというところで、まずは検討しています。商業地域でありますので、容積率をフルには使っていませんけど、なるべく使えるように、余剰地をなるべく出すと。

○構成員

余剰地を出そうと思って極力、建築物に使用する土地を小さくするということですね。

●事業課

エレベーターも今度は付きますので、ご高齢の方にも上層階で住んでいただけるかなと。

○構成員

分かりました。建て替えについては築年数を見ただけで老朽化していると判断されるので、建替えが必要だろうというのは理解はしました。建替えが必要な建物を全部集約して一棟建てるという点が問題というか課題なのかなと理解しました。以上です。

○座長

あともう一間だけ。

○構成員

コストの件で資料6 31ページの解体の経費ですけど、これは資料6 25ページの工事費の中に

入っていると思えばいいのでしょうか。

●事業課

入っていない。

○構成員

入っていない。というのは、この事業がどこまで含んでいるのかがちょっとよく分からなくての質問です。資料6 9 ページでは、たぶん集約するところまでも含めて「春の町団地市営住宅整備事業」と定義されているのだとするならば、解体費は事業費の中に入っているような気もしたんですが、どういう区分け、同じ事業名の中でどういう区分けになっているのでしょうか。

●事業課

全体事業としては、今、先生がご指摘されたように複数団地を廃止して集約するという事業でございます。ただ、今回の事業評価は春の町団地の建設のB/Cを見るということになりますので、その他の団地の売却費とか解体費は参考値として扱っていると。

○構成員

だから何を評価しないといけないのかなと言ったときに。要は、今の春の町団地だけをやる、事業費としてはそこだけの評価してくれ、ということになるのですか。

●事業課

B/Cのところではそうですけども、あと全体の評価指標がございましたけれども、そういった余剰地を売却して市の活性化にするとかですね、そういったお話はここに書かれてある。

○構成員

解体については事業としてもう一回、別事業として起きているということによろしいですか。

●事業課

子団地（春の町団地を除く5団地）はですね。母団地（春の町団地）の解体費は含んでいます。

○構成員

入っていないのか。

●事業課

春の町団地自体の解体費は工事の中に入っています。

春の町団地の中で行われる工事に関しては全て入っております。

○構成員

春の町は入っているけど、本町とか白川町とかは入っていないということですよ。そちら側の事業については、たぶん5億とか10億とか、そういうことにならずに、たぶんこの会議には出てこないということですね。ちょっと何かそのズレがよく分かっていないまま聞いていたものですから。

○座 長

ほかによろしいですか。

**○構成員**

数字の入れ方は分かりましたけど、説明としてちょっとそこが分かりにくかったので。逆に言うと、今回の条件に第二段階の、事前評価2ということについて言うと、春の町団地のあのエリアだけの話として評価して下さいということですよ。

**●事業課**

そうです。

**○構成員**

ちょっとすみません。今度、春の町に団地が出来るという話なんですが、あそこ3号線が前にありますよね。3号線と上に都市高速。あれ、あの二つの道路が上と下の道路がどのくらいの騒音を出すのか。井堀の交差点なんか防音工事していますよね。春の町は防音しなくていいのかなと、ちょっと気になったところです。測定をされた方が良くないかなと思いました。

**○構成員**

大型車が多いので、振動がどのくらいあるのかも気になります。

**●事業課**

3号線沿いは民間のマンションが多く建っていますので、住宅需要は大変あると。ただ、騒音については、環境局等関係部局と協議の上、適切に対応させていただきます。

////////////////////////////////////  
**○座 長**

はい。それではですね、お時間になりましたので意見は出尽くしたということで進めさせていただきますと思います。貴重なお時間ありがとうございました。

ただいま各委員の皆さまから、意見いただきましたが、一つ確認しておきたいと思います。

基本的にですね、当該事業をこの計画で進めていくことに対して、ご異議やご意見などはありませんでしょうか。

( 異議なし )

ありがとうございました。それでは当該事業については、この計画通り進めていくことを前提としたうえで検討会議としての意見を整理したいと思います。

皆さまからいただいた意見を集約しますと、まずは事業を進める意義としましては、やはりセーフティーネット機能の一環として良好な居住環境をですね、市民に対して供給するという意義があるということですので、しっかり進めていただければということです。

それから建物自体が老朽化しているということで、耐用年数も近づいているということですから、工期をきちんと守って事業を進めていただければということです。

そしてまた市の公共マネジメント計画ですね、これに寄与するということですので、そういったことを勘案して事業を進められて下さい。

それに加えまして、今回は単なる市営住宅の建て替えということではなくて、やはり全市的な福祉政策の一環としての集約であるということを中心に基本的意識していただきたいということです。そういった意味では、社会経済情勢によっては困窮者が増えるということも考えられますので、戸数の供給等も少し柔軟に、その都度その都度で考えていただければということだと思います。単なる建て替えであれば、今住んでいる人でこの戸数という話なんですけど、やっぱり市営住宅とい

うのはそういうものでもないので、そういった戸数とか建物設計とか、ある程度余裕を持ってセーフティーネットの役割もきちんと果たしていただければと思います。

二つ目は、やはり民間活用については、伺った限りではまだ余地があるのではないかというのが正直な印象でございますので、もう少し精査していただきたいというのがあります。特に管理部門であるとか、地域区分であるとか、そういった点で常に再検討、ご検討していただければと思います。

要望があと二つですが、例えば騒音調査ですね。これは関係部局と協議の上、きちんと対応していただいて。それをしたうえで、防音施設その他が必要であれば整備していただければということ です。

最後はですね、2棟併設して建てるという形になっていますので、2期工事にあたるのですが、そちらは工法に工夫を凝らして、すでに住まわれている方に対して防音措置であるとか、そういった居住環境の維持ということを意識して建設していただければと思っております。

こういった意見にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

ありがとうございます。なお、具体的な記載内容につきましては、座長である私がお預かりしまして事務局と調整させていただきますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

それでは、本日の会議資料及び議事録については、後日、市のホームページに掲載することとします。議事録については、私が事務局と調整させていただきます。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

ありがとうございました。ただ今、構成員の皆様からご承認いただきましたとおり、春の町団地市営住宅整備事業につきましては、現計画のとおり事業を進めさせていただきます。

今後の予定といたしましては、本日の検討会議のご意見を踏まえまして、市で対応方針案を決定し、市民意見の募集(パブリックコメント)の手続きに入らせていただきます。以上でございます。

## ○座 長

ありがとうございました。

それではこれで本日の検討会議を終了したいと思います。皆様、大変、お疲れ様でした。